企業会計基準委員会　御中

「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定 についての意見の募集」に関して、コメント提出機会をいただいたことに感謝申し上げます。

服部　隆　（CMA、CIIA）

「質問 1」について　：　財務諸表利用者の立場に基づくもの。

「質問 3（企業会計基準等の適用にあたり、ガイダンスの不足等により解釈上の問題が生じていないか」について　：

(1)　①当該企業会計基準等の名称　：

企業会計基準　第 18 号　資産除去債務に関する会計基準　及び

企業会計基準適用指針　第 21 号　資産除去債務に関する会計基準の適用指針

②解釈上の問題の内容　：

会計基準第 5 項「･･･資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する･･･」について。

資産除去債務を合理的に見積ることができない場合については、適用指針[設例 8]にも示されているにもかかわらず、極めて限定的にすべきある、との解釈変更が適用開始直前になされたため会計実務に混乱きたしたと一部で言われているようです。 貴委員会で解釈変更の見解を正式にだされたのでしょうか。もしそうであれば適用指針[設例 8]は「削除」あるいは「極めて限定的な設例である旨の記載を追記」すべきではないでしょうか。

(2)　①当該企業会計基準等の名称　：

実務対応報告第 23 号 信託の会計処理に関する実務上の取扱い、

②解釈上の問題の内容　：

Q3 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託における委託者及び受益者は、どのように会計処理するか。

「2 委託者兼当初受益者による受益権の売却時の会計処理」について。

当時から信託を活用した資産流動化スキームで一般的となっており、委託者にとっては信託受益権を売却したのとほぼ同様の経済的実質効果をもたらす、「責任財産限定特約付の借入」（受益権を売却するのでなく、信託財産に責任財産を限定した特約付借入金実行し、受益権を償還してしまうもの等）の場合の会計処理記載がなく、受益権売却時の会計処理しか記載がないことのみを理由に一部では経済実態に一切関係なく、一律に消滅の認識は不可であると解釈されていると聞いております。　このような解釈が正当なのであれば、解釈ばらつきを防ぐため

に記載追加すべきではないでしょうか。

「質問 5（その他）」について ：

解釈についての問題解決するためには、適用後レビュー手続きを待つことなく、解釈についての見解を常時討議する場（IFRS解釈指針委員会のような）を別に設けたら有益なのではないでしょうか。

以 上